

平成 29 年度外国人労働者問題啓発月間実施要領

1 趣旨

(1) 外国人労働者対策における現状等

経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加したが、その就労状況をみると、雇用が不安定であること、社会保険の未加入が多いこと、依然として不法就労者数は高水準で推移していること等の問題があったことから、平成 19 年に雇用対策法を改正し、専門的・技術的分野の外国人労働者の就業を促進するとともに、就労する外国人労働者について、雇用管理の改善や再就職を促進するための施策を総合的に講ずることとされた。

こうした中、平成 20 年秋に発生したリーマンショックに端を発した経済危機の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある日系人労働者の解雇・雇止めが相次いだこと等から、日系人集住地域の公共職業安定所（以下「安定所」という。）を中心にその就職支援に向けて機動的対策を実施している。

現在、経済の回復により雇用情勢は改善してきているところであるが、求人・求職のミスマッチは依然として高く、また、企業側も高い日本語能力を有する外国人労働者を求める傾向が強くなっていることから、日本語能力が劣る者については、仕事に就くことが困難な状況となっている。

他方、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 3 日閣議決定）においては、優秀な人材の獲得競争が今後世界でますます激化する中、高度な外国人材を受け入れ、長期にわたり我が国の経済成長に貢献してもらうための受入環境を整備することが必要であるとされ、高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討や外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化に重点的に取り組むこととされている。

また、国際貢献を目的とする外国人技能実習制度については、その目的や趣旨を徹底するとともに、その制度の適正化を図るため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）が本年 11 月 1 日からの施行を予定しているところである。

(2) 現在の取組

このような経緯を踏まえ、厚生労働省では、現在、以下のような取組を実施している。

① 雇用管理の改善及び再就職の促進

- ア 外国人雇用状況届出により外国人の雇用状況を把握した上で、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（以下「外国人指針」という。）に基づく事業所に対する雇用管理指導の実施や求人開拓の実施
- イ 外国人求職者に対して積極的に求人情報、職業訓練情報の提供等を行うなど再就職援助の促進
- ウ 日系人等の定住外国人集住地域の安定所等を中心とした定住外国人に対する職業相談の実施や日本語コミュニケーション能力の向上等を図る外国人就労・定着支援研修の実施

② 専門的・技術的分野の就業促進

- ア 全国の安定所における専門的・技術的分野の外国人求職者に対する職業紹介の積極的な実施
- イ 「外国人雇用サービスセンター」（以下「外セン」という。）及び「新卒応援ハローワークの留学生コーナー」（以下「留学生コーナー」という。）を中心とした留学生に対する国内就職の促進
- ウ 「高度外国人材の日本企業就職支援事例集」を活用し、地域の企業や大学等と連携し、一体的に高度外国人材の就職促進の取組の推進
- エ 「高度外国人材活用マニュアル～活用・定着で悩んでいる方へ～」及び「外国人の活用好事例集～外国人と上手く協働していくために～」の活用及び周知など、高度外国人材の就職促進に向けた環境整備
- オ 外センがない労働局管内において、地域の実情に応じた留学生向け面接会の実施等

③ 適正な雇用・労働条件の確保

- ア 労働基準監督署等による事業場に対する的確な監督指導等による法定労働条件の履行確保
- イ 主要な労働局及び労働基準監督署（以下「監督署」という。）に設置されている「外国人労働者相談コーナー」等での外国人労働者や事業主からの労働条件等に関する相談への対応
- ウ 事業主に対し外国人雇用状況届出を厳格に履行させることで不法就労の防止を図るとともに、法令遵守の一環として法務省及び警察庁と合同で中央では「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」等を、各ブロックでは「不法就労等外国人労働者問題地方協議会」をそれぞれ開催するなど、不法就労に関する関係機関との連携強化
- エ 技能実習生の適切な受入れ及び管理を徹底するため、技能実習制度推進事業の実施機関（平成 29 年度委託先：公益財団法人国際研修協力機構）を通じた監理団体や技能実習実施機関への巡回指導及び技能実習生への母国語

相談等の実施

(3) 課題

現在も依然として次に掲げる課題がある。

① 雇用管理の改善及び再就職の促進

ア 日系人等の定住外国人を中心として派遣・請負の就労形態が多く雇用が不安定な状況は変わっていない。

イ 事業主の認識不足等により社会保険に加入していない事例や適正な労働条件が確保されていない事例等がみられる。

ウ 日系人等の定住外国人を中心として日本語能力や能力開発の機会が不十分である等の問題がある。

② 専門的・技術的分野の就業促進

ア 外国人を雇用したことがない企業が依然として多く、採用しても企業側の環境整備が進んでいないなど高度外国人材の活用が不十分である。

イ 日本で就職を希望する留学生の多くの者が実際に就職できておらず、なお就職支援の必要性が高い。

③ 適正な雇用・労働条件の確保

ア 技能実習生を含めた外国人労働者については、法定労働条件確保上の問題が認められる事案が多いことから、適正な雇用・労働条件の確保が求められている。

イ 外国人労働者の労働災害は増加傾向にあることから、安全衛生の確保のため、安全衛生教育の実施等が求められている。

ウ 我が国には、依然として多数の不法滞在者が存在しており、その多くが不法就労に従事しているとみられることから、外国人労働者の就労状況を適切に把握することが求められている。

(4) 今年度の取組方針

平成 29 年度も、政府全体で取り組む月間において、厚生労働省としても、事業主、事業主団体等を始め、広く国民一般を対象として、次に掲げる取組を中心に、「外国人雇用はルールを守って適正に～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～」を標語として、外国人雇用の基本ルールの遵守に関する啓発・指導等を集中的に行うこととする。

① 我が国の外国人雇用対策の基本的な考え方の周知

② 外国人雇用状況届出の厳格な履行確保

- ③ 外国人指針に基づく雇用管理改善指導等を始めとする外国人労働者の適正な雇用管理と労働条件及び安全衛生の確保対策
- ④ 日系人等の定住外国人の就労支援及び安定雇用の確保対策
- ⑤ 高度な技能を有する外国人材が能力を発揮しやすい職場環境の整備
- ⑥ 留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進対策
- ⑦ 技能実習生の適正な雇用・労働条件の確保対策
- ⑧ 不法就労防止対策

(5) 他省庁の取組

法務省等 11 省庁（※）は、2 に掲げる期間において、各種行事を行う予定である。

（※内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

2 実施期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）から 6 月 30 日（金）までの 1 月間とする。

3 主 唱

厚生労働省

4 標 語

「外国人雇用はルールを守って適正に～外国人が能力を発揮できる適切な人事管理と就労環境を！～」

5 実施事項

厚生労働本省（以下「本省」という。）及び労働局では、当月間に次に掲げる事項について実施することとする。

(1) 本省で実施する事項

ア 広報活動の実施

月間における活動の趣旨について、厚生労働省関係広報誌を活用すること等により、国民一般に対する広報活動を行う。

イ ポスター・パンフレットの作成

月間のポスターを作成するとともに、外国人雇用に係る留意点等についての事業主向けパンフレットを作成する。

ウ 事業主団体等への協力要請

主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対して、外国人労働者問題に関する積極的な周知・啓発への協力を求める。

特に、外国人雇用状況届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行

するよう主要な事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、法務省及び警察庁と合同で、主要な事業主団体等に対し、説明及び要請を行う。

エ 関係機関への協力要請

関係機関及びそれら機関を通じて関係団体等に対し、月間中のポスターの掲示、パンフレットの配布等、月間実施に係る協力を要請する。

(2) 労働局等で実施する事項

ア 広報活動の実施

労働局、監督署及び安定所は、適宜広報資料を作成し地方公共団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動を行う。

イ ポスターの掲示・パンフレットの配布

労働局、監督署及び安定所は、施設内にポスターを掲示するとともに、事業主団体、関係機関等に対してその掲示の協力を求める。

また、パンフレットを施設内に配置し、事業主を中心に配布する。

ウ 事業主団体等を通じた周知、啓発及び協力要請

労働局、監督署及び安定所は、事業主団体等を通じた積極的な周知、啓発及び協力要請を幹部自らが率先して行う。

特に、外国人雇用状況届出について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう、事業主団体等に協力を要請する。

また、不法就労の防止に関しては、地方入国管理局及び都道府県警察との連携を図りつつ、事業主団体等に対し説明及び協力要請を行う。

エ 各種会合における事業主等に対する周知・啓発等の実施

労働局及び安定所は、本月間中に開催する外国人雇用管理セミナーを、留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就業促進、又は外国人指針に基づく適正な雇用管理について周知・啓発を行う機会として積極的に活用する。

また、学卒求人説明会等の事業主が集まる会合では、留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進を図るべく、「高度外国人材活用マニュアル～活用・定着で悩んでいる方へ～」、「外国人の活用好事例集～外国人と上手く協働していくために～」等の外国人雇用対策に係る資料を配布するなど、周知・啓発に努める。

オ 個々の事業主等に対する周知、啓発及び指導

労働局、監督署及び安定所は、事業主等に対し、あらゆる機会を利用して外国人の雇用・労働条件に係る取扱い等について適切な情報提供や積極的な周知、啓発及び指導を行う。

外国人労働者が多い都道府県の監督署及び安定所では、安易な解雇等の予防や適正な労働条件及び安全衛生の確保、雇用管理の改善等を目的として、事業所を訪問し、指導・監督を行う。

特に、安定所では、事業所訪問による外国人指針に基づく雇用管理改善指導等を集中的に行う。なお、事業所訪問の対象の選定に当たっては、地域の状況も踏まえつつ、外国人の就労が多い又は増加が見込まれる分野等の指導の必要性が高い事業所、日系人等の定住外国人を中心に外国人労働者が就労することが多い派遣元事業所及び請負事業所、及び下記カの技能実習の受入事業所を中心に行う。

また、月間中の様々な機会をとらえて求人開拓等を実施する。

なお、事業所訪問指導の際に、労働関係・社会保険関係法令違反の疑いがある事案、出入国管理法違反の疑いがある事案等を把握した場合は、関係機関へ速やかに情報提供を行う。

カ 技能実習生受入れ事業主等への周知、啓発及び指導

労働局、監督署及び安定所は、技能実習制度に基づいて技能実習生を受け入れている事業主、事業主団体又は監理団体に対し、技能実習生についても、外国人雇用の基本ルールの遵守が求められることや、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）や最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の労働関係法令が適用されることについて、関係機関と連携を図りつつ、あらゆる機会を通じて周知、啓発及び指導を行う。

なお、法務省入国管理局作成の不法就労防止に係るリーフレットの配布を通じ、実習先から失踪した技能実習生が実習先以外で就労する場合を含め、入国管理局から認められた範囲を超えて就労する等の不法就労活動をさせた事業主は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に違反することについても周知、啓発を行う。

また、不適切な解雇等の予防に係る周知、啓発及び指導を行うほか、安定所では、関係機関の協力等により、外国人雇用状況届出を提出していない事業主を把握した場合には、厳格に指導を行う。

さらに、監督署においては、労働基準関係法令違反が疑われる技能実習生受入れ事業主に対して監督指導を実施するとともに、悪質な事業主に対しては、送検を行うなど厳正に対応する。また、労働基準監督機関と出入国管理機関との間に設けた相互通報制度の適切な運用に努める。

特に、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行い、労働基準関係法令違反が認められ、かつ悪質性が認められるもの等については、積極的に送検を行う。

キ 外セン及び留学生コーナーの活用について

東京・愛知・大阪に設置している外セン及び一部の新卒応援ハローワーク内に設置している留学生コーナーにおいて、それぞれの専門性を活かして留学生の就職支援を行っていることについて、広く周知を行う。

なお、外センにおいて実施しているビジネス・インターンシップの実施に当たっては、我が国を代表する企業の積極的な参加が促進されるよう積極的に周知を行う。

また、留学生以外の外国人求職者の支援を実施している「外国人雇用サービスコーナー」及び「外国人労働者相談コーナー」を設置している労働局、安定所及び監督署では、その開設場所、業務内容等について積極的に広報活動を行い、これらコーナーについて広く周知するように努める。

ク 「外国人労働者向け相談ダイヤル」等の活用について

「外国人労働者向け相談ダイヤル」において、外国人労働者の方からの労働条件等の相談に対し、法令の説明や各関係機関の紹介等を行っていることについて、広く周知を行う。

ケ 新卒応援ハローワーク及び安定所における留学生の積極的な就職支援の実施について

5の(2)キ以外の新卒応援ハローワーク及び安定所においても、外センの支援を得ながら、地域の実情に応じ、地域の大学や事業主団体等と連携して留学生向け面接会等を開催するとともに、必要に応じて外セン及び留学生コーナーで実施している取組を紹介し、利用勧奨を行う。

コ 高度人材ポイント制の活用について

高度人材ポイント制については、平成 27 年 4 月に施行された出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 74 号）の施行により、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 において、新たな在留資格「高度専門職 1 号」及び「高度専門職 2 号」が創設され、当該在留資格を付与された外国人に出入国管理上の優遇措置が講じられたところであり、事業所訪問時や事業主セミナー開催時等の機会をとらえ、積極的・効率的な周知及び広報、活用の慫慂を引き続き実施する。